第六十六条の八第六項第二号	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	前十年以内	前二年以内
	課税済金額又は個別課税済金額	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額
第六十六条の八第七項	直接保有の株式等の数	間接保有の株式等の数
	第六十六条の六第一項	第六十六条の九の二第一項
	前項又は第六十八条の九十二第六項	第六十六条の九の四第十二項において準用する前項又は第六十八条の九十三の四第十二項において準用する第六十八条の九十二第六項
	第四項の	第六十六条の九の四第十項の
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	前項の	同条第十二項において準用する前項の
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度の間接課税済金額
	同条第六項	第六十八条の九十三の四第十二項において準用する第六十八条の九十二第六項
	前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度	前二年以内の各連結事業年度等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等
	個別課税済金額	個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額
第六十六条の八第十四項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで	第六十六条の九の四第七項から第九項まで
第六十六条の八第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の
	前項	同条第十二項において準用する前項
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第七項から第九項までの規定を

第六十六条の九の四第四項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十三の四第三項第二号」を「第六十八条の九十三の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の九の四第六項中「第六十六条の十二第一項」を「第六十六条の十二第一項又は第六十六条の十三第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の十二を次のように改める。

第六十六条の十二　削除

第六十六条の十三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加え、同項第一号中「であるもの」の下に「（当該事業年度終了の時において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十七条の四第三項中「適格分社型分割」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「分割承継法人等（）を削り、「被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項中「第六項」を「第六項第二号」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資の」に、「適格合併等に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該適格分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第八項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十一項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十四項中「適格合併等により」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により」に、「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「適格分割又は適格現物出資」に改める。